

堺市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成6年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「その滞在地」の次に「（以下単に「滞在地」という。）」を加え、同条第2項中「給する」を「支給する」に改め、同条に次の1項を加える。

3. 第8条の2の規定により自家用車等による旅行を行う場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「旅費額」とあるのは、「旅費額（条例第11条第1項ただし書に規定する車賃を除く。）」と読み替えるものとする。

第8条第3項中「及び」を「、」に改め、「伴わない場合」の次に「及び職員以外の者が条例第3条第4項の規定により旅費の支給を受ける場合」を加える。

第2章中第9条の前に次の1条を加える。

（自家用車等による旅行）

第8条の2 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 本市の区域内（以下「市内」という。）において発生し、又は発生するおそれのある災害に対応するため、居住地又は滞在地から市長が定める自家用車等を利用して避難所等に参集する場合

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）に基づく国民審査又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）に基づく国民投票に係る事務に従事するため、居住地又は滞在地から市長が定める自家用車等を利用して投票所、開票所等に参集する場合

第14条中「及び車賃の実費並びに」を「、車賃及び」に改める。

第15条中「実費額」を「額」に改める。

第26条第8号中「1等の区分の職にある者」の次に「（1等の区分の職にある者の例によることとされる者を含む。）」を加える。

第27条第1項第1号中「本市の区域内（以下「市内」という。）」を「市内」に改め、同項第2号中「交通用具」を「自転車等（堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第17条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「（堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第17条第1項第2号に規定するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第2項第1号中「交通機関」を「当該職員が交通機関」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 当該職員（通勤のため自転車等のみを使用することを常例とする職員を除く。）が自転車等を使用して旅行をした場合 路程に応じて1キロメートルにつき37円

第27条第2項第3号を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第11条第2項の規定は、前項第2号に掲げる場合における同項に規定する旅費の計算について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の第27条の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。